重要病害虫発生時対応基本指針の制定

農林水産省消費・安全局植物防疫課 春日井 健 司

はじめに

植物防疫法(昭和25年法律第151号。以下「法」という。)は、その目的を「輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、又はそのまん延を防止し、もって農業生産の安全及び助長を図ること(法第1条)」としています。

我が国は、世界一の食料輸入国として、日々世界各国から農産物を輸入していますが、これら農産物の輸入と同時に、我が国農産物に被害をもたらす病害虫の侵入のリスクも生じています。農林水産省では、このようなリスクを低減させるよう、法に基づき、我が国未発生で、その侵入により我が国農林業に甚大な被害を及ぼすおそれがある病害虫を水際で防ぐため、海空港で輸入検疫を実施するとともに、万が一それらの病害虫が侵入した場合には、そのまん延を防止するための国内検疫を実施しています。

具体的な病害虫で例えれば、チチュウカイミバエや火 傷病等これまで国内未発生の新たな病害虫が国内に侵入 した場合、またはイモゾウムシやカンキツグリーニング 病等沖縄県など国内の一部地域のみに発生している病害 虫が他の地域で発生した場合には、果樹や野菜等の農作 物に重大な被害を与えることは明白ですが、このような 国内農業への影響を極力回避するためには、このような 農作物などに重大な損害を与える病害虫(以下「重要病 害虫」という。)の発生を早期に把握し、的確な防除を 迅速に講ずる必要があります。

一方,このような病害虫は数多くあり、個々の病害虫に応じた対策も必要となりますが、これまでにそれら対策の基本となる連絡体制や各機関の果たすべき役割を定めたものはありませんでした。

このため、農林水産省では、国内に重要病害虫が発生した場合に的確な対応を図るために、関係機関(国(農林水産省(消費・安全局、地方農政局、植物防疫所)、内閣府沖縄総合事務局)並びに都道府県(病害虫防除所など))が実施すべき標準的な手続きと役割分担を明確

General Contingency Plan for Serious Pest Incursion. By Kenji Kasugai

(キーワード:重要病害虫発生時対応基本指針,アクションプラン,植物防疫法、国内未発生病害虫、調査、防除)

化した「重要病害虫発生時対応基本指針 (農林水産省消費・安全局長通知。以下「基本指針」という。)」を平成24年5月17日付けで制定しました。

I 基本指針の概要

本稿では、今回制定しました基本指針の概要について、概説し、その円滑な運用についてご理解をいただきたいと思います(図-1)。

1 趣旨

この章では、重要病害虫が発生した際に関係機関が講ずるべき標準的な手続き及び役割について定める旨を明記し、国内にまん延した場合に有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある重要病害虫が発生した場合に迅速かつ的確に対応することを規定しています。

2 定義

この章では、「重要病害虫」の対象を統一的にとらえるため、基本指針における「重要病害虫」を、新たに国内に侵入し、または既に国内に存在している有害動物または有害植物(以下「有害動植物」という。)のうち、次の(1)から(4)のいずれかに該当するものと定義しました。

- (1) 植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)別表1の2,別表2及び別表7に掲げる有害動植物
- ・規則別表1の2(栽培地検査対象病害虫) コロンビアネコブセンチュウ,スイカ果実汚斑細菌 病菌,ウメ輪紋ウイルス,ジャガイモやせいもウイ ロイド(ポテトスピンドルチューバーウイロイド)等
- ・規則別表 2 (輸入禁止対象病害虫) チチュウカイミバエ, コドリンガ, 火傷病菌, カン キツグリーニング病菌等
- ・規則別表7(移動禁止対象病害虫) ミカンコミバエ種群,ウリミバエ,イモゾウムシ, アリモドキゾウムシ等
- (2) 規則別表1の第1の1及び第2の1に掲げる有 害動植物であって, (1)に該当するもの以外のもの
- ・ポジティブリスト化された検疫有害動植物のうち、(1)に該当するもの以外の有害動植物ミナミアメリカミバエ、ブドウオオハリセンチュ

ミナミアメリカミバエ,ブドウオオハリセンチュウ.テンサイさび病菌,ウリ類青枯病菌等

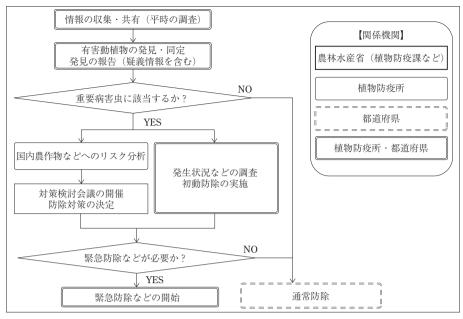


図-1 重要病害虫発生時対応基本指針に定める関係機関の役割分担(流れ図)

- (3) 平成23年3月7日農林水産省告示第542号に 掲げる有害動植物であって,国内に存在しているこ とが確認されていないもの
- ・暫定の検疫有害動植物のうち,国内未発生の有害動 植物
- (4) 上記(1)から(3)までに該当するもののほか, まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれ がある有害動植物であって,農林水産省消費・安全 局長が指定するもの
- ・現在のところ, 指定なし(新属新種などの有害動植物を想定)

このように定義づけることにより,発見を確認した際に報告の対象となる重要病害虫は,その地域において発生が確認されていないすべての有害動植物としたところです。

なお、国内に存在していることの確認にあたっては、 「日本植物病名目録」(日本植物病理学会編)及び「農林 有害動物・昆虫名鑑」(日本応用動物昆虫学会編)を参 照することとしました。

3 事前の準備

この章では、重要病害虫が発生した場合、直ちに行動を取ることができるよう、関係機関が平素から取り組むべき事項を事前の準備として次のように明記しました。

(1) 連絡体制の構築など

重要病害虫が発生した際の関係機関における情報の集

約・共有や専門家による協力体制を構築することとし、 農林水産省は、平時から都道府県の病害虫防除所などの 植物防疫担当部局や大学・研究機関等の病害虫の専門家 との連絡窓口を整理すること。

また, 都道府県は, あらかじめ生産園地の場所, 栽培植物の種類やその生産量等の情報を収集すること。

(2) 資材及び要員の確保

植物防疫所及び都道府県は、重要病害虫の発生時に調査や防除に対応可能な要員をあらかじめリストアップすること。

また,植物防疫所は,調査や防除に必要なトラップ, 誘引剤等の資材を確保に努めること。

このことにより, 重要病害虫が発生した際の初動対応 として必要になる発生状況など調査や初動防除の実施が 円滑に実施できるものと考えています。

(3) 情報の収集・共有

国及び都道府県は、大学・研究機関等の病害虫の専門 家と情報交換し、国内外の新たな有害動植物の発生など の情報を積極的に収集し、情報を共有するとともに、生 産者等が必要な情報を提供すること。

なお、植物防疫課では、我が国が特に侵入を警戒する病害虫の海外での発生状況を農林水産省のホームページ (http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kaigai/index.html) で情報提供していますので併せてご活用いただきたいと思います。

(4) 同定・防除等の技術の向上

国は、有害動植物の同定や防除等に関する研修などを 積極的に開催し、都道府県職員などの技術の向上を促す こととしました。

4 重要病害虫の発見・報告

この章では,重要病害虫の疑いがある有害動植物を発見した際に関係機関が実施すべき役割を次のように明記しました。

(1) 侵入警戒調査などの実施

植物防疫所及び都道府県は、侵入警戒調査や発生予察 事業などの調査、生産者への防除指導を通じ、重要病害 虫の発生が疑われる情報を収集し、共有すること。

(2) 発見された有害動植物の同定

植物防疫所及び都道府県は、発見された有害動植物の同定を協力して迅速に実施することとしますが、重要病害虫には、国内未発生種が多いことから、発見された有害動植物の同定は植物防疫所が中心となって実施することとし、同定が困難な場合には、大学・研究機関など専門家に協力を求めること。

(3) 発見の報告

植物防疫所及び都道府県は、同定の結果、発見した有 害動植物が重要病害虫に該当するまたは該当するおそれ がある場合には、植物防疫課宛て報告すること。

以上のように、重要病害虫の発生に関する情報を植物 防疫課に集約することにより、必要な防除対策を的確か つ迅速に、関係者が連携して行えると考えています。

なお、都道府県は、発見した重要病害虫が特に甚大な被害を与えるおそれがある有害動植物(規則別表1の2 (栽培地検査対象病害虫)、別表2(輸入禁止対象病害虫) 及び別表7(移動禁止対象病害虫)に掲げる有害動植物) に該当する場合は、法21条に基づく農林水産大臣への 報告を行うことを明記しました。

5 初動対応

この章では、重要病害虫が発生した際の初期の対応について、関係機関が実施すべき役割を次のように明記しました。

(1) 発生状況等の調査

植物防疫所は、都道府県の協力により、発見の報告が あった発生状況などの調査を実施し、植物防疫課宛て報 告すること。

(2) 初動防除の実施

植物防疫課は、発生した重要病害虫の発生状況などの 調査結果を踏まえ、その重要病害虫のまん延を防止する ために迅速に対応する必要があると判断した場合には、 植物防疫所に対し、都道府県の協力により、緊急防除な どの防除措置が決定されるまでの応急的な措置として、 農薬散布や被害植物の除去等の初動防除を実施するよう 指示すること。

このような初動対応を行うことにより、発生した重要 病害虫の急激なまん延を防止し、被害の軽減が図れるも のと考えています。

(3) 重要病害虫リスク分析

植物防疫所は、発生した重要病害虫の発生状況などの 調査で得られた情報を踏まえ、国内の有用な植物に対す るリスクの分析または再分析(以下「重要病害虫リスク 分析」という。)を実施し、植物防疫課宛て報告すること。

なお, 重要病害虫リスク分析の実施にあたり, 必要に 応じ, 大学・研究機関等の病害虫の専門家から意見を聴 取し, 最新の科学的知見などを活用することも明記しま した。

6 防除対策の決定・実施

この章では、発生した重要病害虫に対する防除対策の 決定・実施のための手続きについて、次のように明記し ました。

(1) 対策検討会議の開催

農林水産省は、発生状況などの調査及び重要病害虫リスク分析の結果を踏まえ、発生した重要病害虫の防除対策を決定するための会議(以下「対策検討会議」という。)を開催し、学識経験者や関係機関の担当者等の意見を聴取したうえで、防除対策の案を取りまとめること。

(2) 防除対策の決定

農林水産省は、対策検討会議において取りまとめた防除対策の案を踏まえ、移動制限(法第16条の2)・移動禁止(法第16条の3)や緊急防除(法第17条)等の防除措置が必要と判断した場合には、速やかに防除対策を決定すること。

(3) 防除の実施

植物防疫課は,植物防疫所に対し,都道府県の協力により,決定した防除対策を速やかに実施するよう指示すること。

(4) 防除対策の評価及び防除の見直し

農林水産省は、防除の開始後、防除の対象とした重要 病害虫の発生状況などに変化(発生範囲の増減や根絶の 達成等)があった場合には、必要に応じ、防除対策の評 価及び防除の見直しを行うこと。

(5) 発生の公表及び報告

農林水産省や都道府県は、重要病害虫の発生の事実、 被害状況・防除対策等の情報を必要に応じて公表すること。

なお、農林水産省は、植物検疫措置に関する国際基準 に基づき、重要病害虫の発生について関係国の政府機関 などに対する必要な報告を行うことを明記しました。

7 その他

この章では,発生した重要病害虫に対して必要なその 他の手続きに関して次のように明記しました。

(1) 関係法令の制定・改正

農林水産省は,重要病害虫の発生に係る国内防除対策 (緊急防除,国内移動制限等)や輸入検疫措置の見直し 等を実施するために必要となる関係法令の制定及び改正 を行うこと。

(2) 予算の確保

農林水産省は、重要病害虫の防除にあたり、関係機関が利用可能な予算の確保に努めること。

(3) 記録

農林水産省は、発生した重要病害虫に関する一連の対応を記録し、一定期間保存すること。

(4) 防除指針の策定

農林水産省は、特に国内農業に甚大な被害を与えることが明らかな重要病害虫について、平時及び発生時において講ずるべき措置を定める防除指針を策定すること。

II 重要病害虫ごとの防除指針の策定

我が国が特に侵入を警戒するミカンコミバエ種群や火 傷病等の重要病害虫が国内で新たに発生した場合、その 重要病害虫がまん延して果樹や野菜等の農作物に重大な 損害を与えることは明白で、的確かつ迅速な対策が実施 されるには、それら個々の病害虫の性質に応じた対策も 重要となります。

基本指針では、このような特に国内農業に甚大な被害を与えることが明らかな重要病害虫について、平時及び 発生時において講ずべき措置を防除指針として、あらか じめ準備しておくことを規定しました。

現在までに、我が国の重要な果樹類であるりんごや梨等に甚大な被害を与える火傷病の防除指針が策定されていますが、今後は、国内へ侵入して定着するリスクが高い重要病害虫から防除指針を順次策定することとし、ミカンコミバエ種群、ウリミバエ、アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、ウメ輪紋ウイルス、スイカ果実汚斑細菌

病等の防除指針の策定を進めるよう検討しているところ です。

おわりに

我が国の植物検疫では、これまでも、国内の一部地域において、ミカンコミバエやウリミバエ、ウメ輪紋ウイルス、スイカ果実汚斑点細菌病菌等の重要病害虫が発生し、その都度、国と都道府県が連携し、調査や防除を実施してきました。

基本指針は、これまでに経験した重要病害虫の対応を踏まえ、国内に重要病害虫が発生した場合、迅速かつ的確な防除を講ずることができるよう、関係機関が連携し、迅速かつ的確な対応ができるマニュアルとして制定したところです。

本稿では、このような指針の内容について概説してきましたが、本稿を通じ、関係機関におかれましては、基本指針の趣旨をご理解いただいたうえで、重要病害虫が発生した際には、的確かつ迅速な対応が図れるよう、本指針による運用をいただくようお願いいたします。

また、重要病害虫の発生を早期に把握し、迅速かつ的確な防除を講ずるためには、国や都道府県のみならず、大学・研究機関等の病害虫の専門家の皆さまの協力が不可欠であり、このような病害虫の専門家の皆さまにおかれましては、この基本方針の趣旨をご理解いただいたうえで、未発生の病害虫などの発見に関する情報、同定に関する情報及びリスク分析に必要となる科学的知見の提供などについて、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、植物防疫課では、基本指針に関する情報を農林水産省のホームページ(http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_kokunai/ap/ap.html)に掲載し、今後も更新していくこととしていますので、併せてお知らせいたします。

最後に本基本指針の制定にあたり、都道府県の植物防 疫担当者の方々からを始め、関係者各位から貴重なご意 見やご質問等をいただきましたことについて、この場を お借りして改めて御礼申し上げます。

農林水産省プレスリリース (24.8.16~24.9.15)

農林水産省プレスリリースから、病害虫関連の情報を紹介します。 http://www.maff.go.jp/j/press/syouan の後にそれぞれ該当のアドレスを追加してご覧下さい。

◆ 「第 18 回 農作物病害虫防除フォーラム」の開催及び一般 傍聴について (8/20)

/syokubo/120820 1.html

◆平成24年度病害虫発生予報第7号の発表について (9/6) /syouan/syokubo/120906.html